報　告

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年２月５日

東京地下鉄株式会社

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち協定その他の国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、物品契約事務規則（平成16年４月社達第90号）、役務契約事務規則（平成16年４月社達第94号）及び工事請負等契約事務規則（平成16年４月社達第119号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

⑸　一般競争　関心を有するすべての者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

⑹　指名競争　会社によって入札を行うよう招請された者が、協定の規定により入札を行うことのできる調達方法をいう。

⑺　随意契約　会社が選択した相手方と折衝する調達方法をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表３中、付表３に関する注釈１、２及び３注ａ（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）附属書十第二編第Ｂ節４に基づく調達契約を除く。）に掲げる産品、サービス、契約及び調達に係る特定調達契約に関する事務及び有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　平成26年３月31日関係省庁申し合わせによる「政府調達手続に関する運用指針」に規定する基準額（ただし、日欧協定付属書十第二編Ｂ節４に基づく調達契約については、同条項が定める基準額）

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　協定の附属書Ⅰ日本国の付表３に掲げるサービスのうち建設サービスに係る基準額

⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　協定の附属書Ⅰ日本国の付表３に掲げるサービスのうち同協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに係る基準額

⑷　特定役務のうち上記以外の調達契約　平成26年３月31日関係省庁申し合わせによる「政府調達手続に関する運用指針」に規定する基準額（ただし、日欧協定付属書十第二編Ｂ節４に基づく調達契約については、同条項が定める基準額）

２　前項の予定価格は、次に掲げるとおりとする。

⑴　調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合は、当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とする。

⑵　物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約の場合で、借入期間又は提供を受ける期間が12か月以下のときは当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、当該期間が12か月を超えるときは当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額、その他のときは１か月当たりの予定賃借料又は１か月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。

⑶　一連の調達契約が締結される場合は、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加資格）

第４条　契約責任者は、必要と認められるときは、欠格要件並びに販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項等について一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）を技術審査会に付議のうえ、定めることができる。

２　契約責任者は、一般競争及び指名競争への参加のためのいかなる条件も、当該競争に参加しようとする者が当該競争に係る調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

３　契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを一般競争及び指名競争への参加のための条件として課してはならない。

（競争参加資格に関する審査等）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が競争参加資格を有するかどうか審査しなければならない。

２　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が競争参加資格を有するかどうかを審査しなければならない。

３　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに指名競争参加資格審査申請の時期及び方法等について、官報（日欧協定付属書十第二編Ｂ節４に基づく調達契約にあっては、官報又は電子的媒体をいう。以下同じ。）により公示をしなければならない。

４　契約責任者は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。